

令和3年2月26日

令和3年第1回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健福祉部国保年金課

I 報告事項

1 令和3年度国保事業費納付金について

(1) 令和3年度国保事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業納付金（一般被保険者分）

県全体の令和3年度国保事業費納付金（確定値）の総額は、令和2年12月末に国から示された確定計数を用いて算定した結果、国公費等の推計値の増減により、仮算定額と比べて約15億円の増となった。

区分	令和3年度		増減
	仮算定	確定値	
国保事業費納付金	約691億円	約706億円	約15億円 (+2.17%)

② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は、仮算定額と比べて約1億2,900万円の増となった。

(単位：円)

区分	令和3年度		増減
	仮算定	確定値	
医療分	3,674,735,812	3,651,996,385	△22,739,427
後期高齢者支援金分	1,633,705,290	1,698,712,052	65,006,762
介護納付金分	528,716,757	615,477,517	86,760,760
合計	5,837,157,859	5,966,185,954	129,028,095 (+2.21%)

③ 令和3年度必要保険税額

国保事業費納付金算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

令和3年1月末現在

項目	金額(円)	備考
① 国保事業費納付金	5,966,186,000	・本算定 5,966,185,954円
② 納付金に算入されない経費	473,785,000	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A 事業に要する経費 (①+②)	6,439,971,000	
③ 県交付金	314,406,000	・県特別交付金等
④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	466,000,000	
⑤ その他一般会計繰入	122,887,000	
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	388,378,000	・過年度保険税収納見込額 ・その他収入(延滞金等)
B 現年分保険税以外の収入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,291,671,000	
C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,148,300,000	
⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分)	848,000,000	
D 収納すべき保険税額 (C-⑦)	4,300,300,000	
E 令和3年度収納見込額	4,710,000,000	現年度収納見込額
F 収納差額 (E-D)	409,700,000	

2 国民健康保険の事業状況について

(1) 令和2年度国民健康保険会計の状況

① 保険給付費の状況

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和2年度 /令和元年度
保険給付費	15,475,763	15,540,528	14,974,786	96.4%
一般被保険者分	15,383,445	15,523,730	14,974,720	96.5%
療養給付費	13,375,276	13,429,298	12,911,130	96.1%
療養費	101,451	98,611	81,650	82.8%
審査支払手数料	50,889	49,043	47,710	97.3%
出産育児一時金	89,404	85,189	75,720	88.9%
葬祭費	15,500	15,150	17,230	113.7%
高額療養費	1,749,518	1,844,545	1,839,690	99.7%
高額介護合算療養費	1,407	1,894	90	4.8%
移送費	0	0	0	-
傷病手当金	-	-	1,500	-
退職被保険者分	92,318	16,798	66	0.4%
療養給付費	77,277	12,914	60	0.5%
療養費	582	278	6	2.2%
高額療養費	14,320	3,460	0	0.0%
高額介護合算療養費	139	146	0	0.0%
移送費	0	0	0	-

② 国保税の収納状況 (現年度分)

(単位:千円)

年度/月	令和元年度			令和2年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7	5,752,498	875,877	15.23%	5,637,088	876,637	15.55%
8	5,733,989	1,658,858	28.93%	5,609,893	1,727,864	30.80%
9	5,727,832	2,164,406	37.79%	5,615,017	2,207,910	39.32%
10	5,719,512	2,657,670	46.47%	5,616,785	2,681,280	47.74%
11	5,719,884	3,158,740	55.22%	5,615,274	3,156,908	56.22%
12	5,714,483	3,821,522	66.87%	5,611,791	3,836,313	68.36%
1	5,720,933	4,134,005	72.26%	5,622,517	4,096,484	72.86%
決算 (見込)	5,690,719	5,107,828	89.76%	5,588,000	5,028,000	89.98%

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る減免等の状況

①国民健康保険税

《内容》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な損失を受けた被保険者等に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期に係る保険税の税額）を減免

《主な要件》

- ・生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、かつ該当要件をみたす場合

《主な減免の内容》

- ・事業収入等の減少の事由が、事業等の廃止又は失業によるもの
⇒ 減免割合：全部
- ・事業収入等の減少事由が、事業等の廃止又は失業によるもの以外
⇒ 減免割合：前年の合計所得金額等の額に応じて、保険税の2/10～全部

《減免件数等》

(令和3年1月末現在)

年度	件数	減免額 (円)
令和元年度分	274	5,759,300
令和2年度分	300	57,527,300

②傷病手当金

《内容》

- ・新型コロナウイルス感染症にり患した、又は発熱等の症状があり感染症のり患が疑われる給与等の支払を受けている被保険者が、療養のため労務に服することができない期間に係る給与の3分の2を支給

《対象期間》

- ・令和2年1月1日から令和3年3月31日の間にり患した、又は発熱等の症状があり感染症のり患が疑われるため労務に服することができない期間

《支給件数等》

(令和3年1月末現在)

件数	支給額 (円)
7	956,207

(3) 令和2年度特定健診等の実施状況

○令和2年3月からの新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

- ・国の緊急事態宣言の発出により、各種健診・保健指導等は原則として延期することとされた。
- ・市医師会と協議のうえ、健診開始時期を例年の6月15日から9月開始とすることとした。
- ・令和3年1月7日に、再度県内全域で不要不急の外出自粛要請が発出、1月18日から県独自の緊急事態宣言が発出され、1月19日からの集団健診を中止し、医療機関健診のみの実施とした。

対象者への周知：延期についての個別通知、広報みと・ホームページ・ライン・本庁舎モニターへの掲載、市民センターでのポスター掲示、予約者へ中止についての個別通知

- ・受診券を8月24日に送付した。
- ・集団健診は、少人数完全予約制とし予約者には事前に案内と尿検査容器を送付した。
健診当日は、会場での検温、マスク着用、手指消毒、機材の消毒、つい立ての使用など

○検査項目の追加

- ・慢性腎臓病の早期発見の指標となる尿潜血・尿酸値を追加した。（新規）

【実績】

特定健診受診率の状況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
各年度1月末時点	18.0%	17.5%	19.3%	11.1%
確定値	26.9%	28.7%	29.4%	—

※令和2年度は令和3年10月に確定する予定

【周知】

- ・広報みとに健診について掲載し周知を図った。また、来庁者に健診の意識づけをするため、本庁舎モニターで受診を呼びかけた。（9月：特定健診受診促進月間）
- ・水戸商工会議所等に特定健診のポスターやチラシを配布し、周知を図った。
- ・地区民協で特定健診のチラシを配布し、周知を図った。

【受診券の送付】

- ・8月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付(42,455件)
- ・9月から1月：年度途中の国保加入者に受診券を送付(1,498件)
- ・今年度40歳になる被保険者の自己負担を無料とした。（新規）

集団健診の受診状況（令和2年度については9月7日～1月10日までの実施）

	40歳 対象者数	40歳 受診者数	40歳 受診率	国保受診者数 40歳～74歳	健診日数	国保受診者に占 める40歳の割合
平成30年度	495	58	11.7%	9,842	79	0.59%
令和元年度	557	54	9.7%	6,839	79	0.79%
令和2年度	538	49	9.1%	3,016	47	1.62%

【受診勧奨】

- ① 未受診者受診勧奨は中止
- ② 治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局に特定健診のポスター掲示等について協力を依頼した。
- ③ 保健師による未受診者の戸別訪問を予定していたが、延期した。3月に実施予定
対象者：昨年度国保に加入した60歳から65歳で、今年度未受診だった者

【情報提供】

- ① 前年度の事業者健診等受診結果の提供者に、働きかけを行った。
- ② 特定健診実施医療機関に、情報提供依頼の通知をした。
- ③ 水戸市商工会議所及び勤労者福祉サービスセンターの会報誌や広報みとに、情報提供依頼の記事を掲載した。

(4) 水戸市国民健康保険データヘルス計画中間評価

本計画の計画期間は、第3期特定健康診査等実施計画期間である平成30年度から令和5年度までの6年間となっている。

国が定める「データヘルス計画策定の手引き」において、保険者は中間時点等計画期間の途中で進捗確認・中間評価を行うこととされている。

このため、ヘルスサポート事業において支援・評価委員会の助言を受け、中間評価をまとめた。

【保健事業別中間評価】 ※「別紙資料」参照

【今後の方針】

特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させ、循環器系疾患の早期発見・早期治療と重症化予防を図るとともに、より効果的な保健事業を実施し、患者数の減少と医療費の削減を目指す。

3 その他

(1) 保険税軽減判定所得の基準額の改正

① 改正の概要

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得基準等に関する規定の整備が必要なため、国保条例の改正を行った。

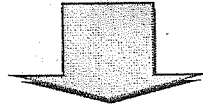
○個人住民税の基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられるため、7割・5割・2割軽減において、基礎控除額を援用している「33万円」を「43万円」に引き上げる。

○給与所得控除と公的年金控除の10万円引き下げに伴い、給与所得控除と公的年金控除が適用される複数の被保険者が属する世帯について、算定式を見直す。

⇒10万円引き下げが、軽減判定で不利益変更につながらないように、見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるようにする。

【改正前】

区分	改正前基準額
7割軽減	基礎控除額 (33万円)
5割軽減	基礎控除額 (33万円) + 28.5万円 × 被保険者数
2割軽減	基礎控除額 (33万円) + 52.0万円 × 被保険者数



【改正後】

区分	改正後基準額
7割軽減	基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減	基礎控除額 (43万円) + 28.5万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
2割軽減	基礎控除額 (43万円) + 52.0万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

② 施行期日

令和3年1月1日 (令和3年4月1日実施)

(2) 東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置の延長

① 改正の概要

東日本大震災による被災者に対する国保税及び一部負担金の免除措置については、比較的軽度の被災地域においては所得制限を設け、令和3年度においても国による財政支援が延長される予定である。

② 今後の対応

水戸市における令和2年度の国保税減免対象は15件、一部負担金等の免除対象は22人（令和3年1月末現在）であり、現在減免該当となっている被保険者は令和3年度も継続して全額免除の対象となる見込みである（ただし令和2年分の所得が「上位所得層」となった場合を除く）。

今後、国の関係通知に基づき市の関係条例等を改正する。

③ 施行期日（予定）

国 保 税：令和3年4月1日

一部負担金：令和3年3月1日